

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第141号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表環境政策局の款環境企画部の項中「交通環境対策係長 環境評価・生物多様性係長」を「環境評価係長 生物多様性係長」に改める。

第1条第1項の表行財政局の款防災危機管理室の項中「防災課長」を「防災課長 地域防災推進課長」に改め、「レジリエンス戦略係長」を削り、同款財政部の項中

「

財政課	調整係長 財政調査係長 予算第一係長 予算第二係長 予算第三係長 資金係長
経営改革課	改革調整係長 行政経営係長

を

」

「

財政課	企画係長 行政改革係長 調査係長 予算第一係長 予算第二係長 予算第三係長 予算第四係長 予算第五係長
-----	---

に改める。

」

第1条第1項の表総合企画局の款総合政策室の項中「広域連携・大都市制度課長」を「広域連携・大都市制度課長 SDGs・レジリエンス戦略課長」に、「大都市制度係長」を「大都市制度係長 SDGs・レジリエンス戦略係長」に改め、同款文化庁移転推進室の項中「文化庁移転推進第三課長」を削り、同款情報化推進室の項中「統計調査係長」を「統計調査係長 国勢調査係長」に改める。

第1条第1項の表文化市民局の款共同参画社会推進部の項を次のように改める。

くらし安全 推進部	文化市民総務課	庶務係長 計理係長 企画調査係長
	くらし安全推進課	くらし安全係長 防犯係長 路上喫煙対策係長 安心安全推進係長

	消費生活総合センター	消費生活係長 相談係長
--	------------	-------------

第1条第1項の表文化市民局の款くらし安全推進部の項を次のように改める。

共生社会推進室	人権文化推進課長 啓発課長 男女共同参画推進課長	企画係長 啓発係長 計画推進係長 真のワーク・ライフ・バランス推進・働き方改革係長
---------	--------------------------	--

第1条第1項の表産業観光局の款産業企画室の項中「ひと・しごと環境整備課長」を削り、「企画係長」を「企画第一係長 企画第二係長」に改め、「経済センター係長 ひと・しごと環境整備係長 雇用創出係長 ソーシャル・イノベーション創出支援係長」を削り、同款商工部の項中

「

中小企業振興課	経営支援係長 金融支援係長
---------	---------------

を

」

「

地域企業振興課	経営支援係長 金融支援係長 地域企業振興係長 ひと・しごと環境整備係長 雇用創出係長 ソーシャル・イノベーション創出支援係長
---------	--

に改め、同款新産業振興室の

」

項中「新産業企画課長」を「企画課長 次世代産業課長」に、「グリーンイノベーション創出支援課長 ライフイノベーション創出支援課長」を「産業イノベーション課長」に、「事業推進係長」を「事業推進係長 次世代産業係長」に、「グリーンイノベーション創出支援係長 ライフイノベーション創出支援係長」を「産業イノベーション係長」に改め、同款観光MICE推進室の項中「地域連携観光係長」を削り、同款農林振興室の項中

「

農政企画課	企画係長 計画推進係長 経営支援係長
農業振興整備課	振興係長 畜水産係長 農地環境整備係長

を

「

農林企画課	企画係長 計画推進係長 畜水産係長 経営支援係長 振興係長 農地環境整備係長 防災・農業施設保全係長
-------	--

に、「森林保全係長」を「森

」

林保全係長 森林経営管理係長」に改める。

第1条第1項の表保健福祉局の款「健康長寿のまち・京都推進室」の項中「介護事業者第一係長 介護事業者第二係長」を「介護事業者係長」に改め、同款医療衛生推進室の項中「旅館業審査第三係長」を「旅館業審査第三係長 旅館業審査第四係長」に改める。

第1条第1項の表子ども若者はぐくみ局の款子ども若者未来部の項中「放課後まなび教室推進係長 母子保健係長」を「放課後まなび教室推進係長」に、「貧困家庭の子ども対策係長」を「貧困家庭の子ども対策係長 業務推進係長」に、「児童支援係長」を「児童支援係長 母子保健係長」に、「障害児支援係長」を「障害児支援係長 心理支援係長」に改める。

第1条第1項の表都市計画局の款広告景観づくり推進室の項中「広告物審査第三係長 広告物審査第四係長」を「広告物審査第三係長」に改め、同款建築指導部の項中「企画基準係長」を「企画基準係長 歴史的建築物保存活用係長」に改める。

第1条第1項の表建設局の款みどり政策推進室の項中「公園緑地課長」を「みどり企画課長」に、「計画第一係長 計画第二係長 緑化推進係長 道路の森づくり係長」を「企画係長 みどり協働係長」に、「街路樹育成係長」を「街路樹育成係長 道路緑化係長」に、「公園管理係長」を「公園管理係長 公園利活用係長」に改める。

第1条第2項の表京都の未来を支える財源創出プロジェクトチームの項の次に次の1項を加える。

多文化共生のまちづくり推進プロジェクトチーム	多文化共生のまちづくりを通じた地域の活性化に向けた施策の調査、研究及び企画
------------------------	---------------------------------------

第1条第10項中「京の食文化・流通戦略監」の右に「都市計画局に住宅政策監」を加え、同条第14項中「創生戦略・市民協働推進部長」を「SDGs・市民協働推進部長」に改める。

第2条第8項中「総括する」の右に「とともに、農業及び水産業の振興に関する事務を

処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する」を加え、同条第19項を同条第20項とし、同条第11項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、同条第10項中「創生戦略・市民協働推進部長」を「SDGs・市民協働推進部長」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

9 住宅政策監は、上司の命を受け、住宅政策に関する重要政策を総括する。

第6条第3項ただし書中「創生戦略・市民協働推進部長」を「SDGs・市民協働推進部長」に改める。

第7条地球温暖化対策室の款第8号を削り、同条環境企画部の款環境管理課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同条環境指導課の項第7号中「環境管理課」を削り、同条循環型社会推進部の款廃棄物指導課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条適正処理施設部の款施設管理課の項第5号を同項第9号とし、同項第4号中「埋立事業管理事務所及び魚アラリサイクルセンター」を「及び埋立事業管理事務所」に改め、同号を同項第8号とし、同項第3号の次に次の4号を加える。

- (4) 局の事業に係る土木工事の実施に関する事。ただし、施設建設課及び埋立事業管理事務所の所管に属するものを除く。
- (5) 工事の設計、施行及び監督に関する事。
- (6) 局の事業に係る工事の検査に関する事。
- (7) 魚アラの再資源化の促進に係る企画及び調整に関する事。

第7条適正処理施設部の款施設整備課の項第10号中「及び」の右に「軽易な」を加え、同号ただし書を削り、同条施設建設課の項第3号中「及び」の右に「軽易な」を加える。

第8条防災危機管理室の款中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条コンプライアンス推進室の款中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 地方公共団体の財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等に関する事務の統轄に関する事。

第8条財政部の款財政課の項第13号を同項第18号とし、同項第12号の次に次の5号を加える。

- (13) 行政運営の効率化及び適正化に関する事。
- (14) 外郭団体等の設置、運営等に関する総合的な調整に関する事。

(15) 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例(以下「評価条例」という。)による事務事業の評価に関する事務の統轄及び評価条例による外郭団体の経営評価に関すること。

(16) 外郭団体経営評価専門員に関すること。

(17) 評価条例第11条第1項に規定する委員会(事務事業の評価に関するものに限る。)に関すること。

第8条財政部の款経営改革課の項を削り、同款契約課の項第7号を削り、同項第8号を同項第7号とし、同項第9号中「競争入札等運用委員会」を「競争入札運用委員会」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とし、同条資産活用推進室の款中第29号を第30号とし、第21号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(21) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による事務(特定登記未了土地の相続登記等に関する不動産登記法の特例に関するものに限る。)に関すること。

第8条税務部の款税制課の項第9号中「及び自動車重量譲与税」を「、自動車重量譲与税及び森林環境譲与税」に改め、同項第10号中「、分離課税所得割交付金及び府民税所得割臨時交付金」を「及び分離課税所得割交付金」に改め、同項第16号中「、第2行政不服審査会及び住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」を「及び第2行政不服審査会」に改める。

第9条総合政策室の款第19号を同款第21号とし、同款第15号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、同款第14号中「、京都市補助金等の交付等に関する条例」を「及び京都市補助金等の交付等に関する条例」に改め、「及び指定管理者条例第16条に規定する委員会(室が所管する公の施設に関するものに限る。)」を削り、同号を同款第16号とし、同款中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) SDGs(持続可能な開発目標をいう。)に関する普及、啓発及び調整に関すること。

(11) レジリエンス戦略に関すること。

第9条市長公室の款第27号中「及び市民憲章推進協議会」を「、市民憲章推進協議会及び基本計画審議会」に改め、同条プロジェクト推進室の款第1号中「、西陣を中心とした地域活性化ビジョン検討委員会」を削り、同条国際化推進室の款第7号中「、国際化推進プラン点検委員会及び指定管理者条例第16条に規定する委員会(室が所管する公の施

設に関するものに限る。)」を「及び国際化推進プラン点検委員会」に改める。

第10条共同参画推進部の款を次のように改める。

#### くらし安全推進部

##### 文化市民総務課

- (1) 局の庶務に関すること。
- (2) 部の所掌事務の連絡及び調整に関すること。
- (3) 区役所等との連絡及び調整に関すること。
- (4) 局の所属職員の労務管理に関すること。
- (5) 局内の他の課及びセンターの主管に属しないこと。

##### くらし安全推進課

- (1) 交通安全対策に関すること。
- (2) 京都市違法駐車等防止条例による事務に関すること。
- (3) 京都市生活安全条例による事務に関すること。
- (4) 京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例による事務に関すること。
- (5) 京都市犯罪被害者等支援条例による事務に関すること。
- (6) 京都市暴力団排除条例による事務に関すること。
- (7) 京都市交通安全基本条例による事務に関すること。
- (8) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例による事務に関すること。
- (9) 交通安全対策会議，生活安全施策審議会，路上喫煙等対策審議会及び客引き行為等対策審議会に関すること。

##### 消費生活総合センター

- (1) 法律相談，交通事故相談，消費生活相談その他の市民相談に関すること。
- (2) 市民の要望の処理に関すること。
- (3) 消費生活に関する調査，企画，啓発並びに情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 農林物資の規格化等に関する法律，ガス事業法，電気用品安全法，家庭用品品質表示法，液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律，消費生活用製品安全法及び消費者安全法による報告，立入調査等に関すること。
- (5) 食品表示法（次号から第9号までにおいて「法」という。）第6条第1項による指示に関すること。ただし，保健所の所管に属するものを除く。
- (6) 法第7条による公表に関すること。ただし，保健所の所管に属するものを除く。

- (7) 法第8条第1項又は第2項による報告の徴収及び物件の提出の要求に関すること。
- (8) 法第8条第1項又は第2項による立入検査及び質問に関すること。
- (9) 法第12条第1項による申出の受付及び同条第3項による調査に関すること。ただし、保健所の所管に属するものを除く。
- (10) 京都市消費生活条例による事務に関すること。
- (11) 消費生活に関するあっせん、調停その他の苦情の処理及び消費者訴訟の援助に関すること。
- (12) 物価安定の対策に関すること。
- (13) 消費者団体の指導及び助成に関すること。
- (14) 消費者団体及び消費生活関係機関との連絡に関すること。
- (15) 消費生活審議会に関すること。

第10条地域自治推進室の款中第28号を第29号とし、第13号から第27号までを1号ずつ繰り下げ、同款第12号の次に次の1号を加える。

- (13) 証明、閲覧等の手数料の調定及び徴収に関すること。

第10条くらし安全推進部の款を次のように改める。

#### 共生社会推進室

- (1) 人権文化の構築に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 人権尊重の意識の高揚を図るための啓発事業の統轄に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する事務の調査、企画、連絡及び調整に関すること。
- (4) 勤労者福祉に関すること。
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する事務の調査、企画、連絡及び調整に関すること。
- (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による配偶者暴力相談支援センターとしての業務（同法第3条第3項第3号に規定する一時保護に係る業務を除く。）に関すること。
- (7) 地域改善対策奨学金等の返還に関すること。
- (8) 京都労働学校その他の勤労者教育活動の助成に関すること。
- (9) 人権擁護委員に関すること。
- (10) 奨学金等返還事務監理委員会、男女共同参画審議会及び指定管理者条例第16条に規定する委員会（室が所管する公の施設に関するものに限る。）に関すること。

- (11) 人権文化推進会議及び男女共同参画推進会議に関すること。
- (12) 男女共同参画センターに関すること。
- (13) 男女共同参画推進協会に関すること。

第10条市民スポーツ振興室の款第6号中「宝が池公園運動施設」の右に「(少年スポーツ広場及びこども体育館を除く。)」を加え、「(宝が池公園子どもの楽園有料駐車場を除く。)」を削り、「, 黒田トレーニングホール及び京北パラグライダー施設」を「及び黒田トレーニングホール」に改め、同款第8号を削る。

第11条産業企画室の款中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号から第11号までを3号ずつ繰り上げ、同条商工部の款中小企業振興課の項中「中小企業振興課」を「地域企業振興課」に改め、同項第5号を同項第8号とし、同項第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 雇用対策の推進に係る施策の連絡及び調整に関すること。
- (6) 企業の社会貢献責任に係る支援に関すること。
- (7) 事業内職業訓練に関すること。

第11条農林振興室の款農政企画課の項を次のように改める。

#### 農林企画課

- (1) 室の所掌事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 農業の経営改善に関する事務の統轄に関すること。
- (3) 農業技術の改良その他農業生産の向上に関すること。
- (4) 農用地及び農業用施設の改良、開発及び保全に関すること。
- (5) 園芸の振興に関すること。
- (6) 畜産技術の改良並びに家畜の改良増殖及び防疫に関すること。
- (7) 内水面漁業の振興に関すること。
- (8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣の捕獲(傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的で行う鳥獣の捕獲に限る。)の許可、飼養の登録及び販売禁止鳥獣等の販売の許可に関すること。ただし、農業振興センター及び京北農林業振興センターの所管に属するものを除く。
- (9) 京都市里道管理条例による里道(専ら農業の用に供するものに限る。第11号において同じ。)の管理に関する事務の統轄に関すること。
- (10) 京都市水路等管理条例による農業用水路等の管理に関する事務の統轄に関するこ



と。

- (11) 里道及び農業用水路等の台帳に関すること。
- (12) 農業振興地域に関すること。
- (13) 農用地の利用に関すること。
- (14) 生産緑地地区の指定及び解除に係る指導及び農林漁業従事者に対する生産緑地の取得のあっせんに関すること。
- (15) 米穀の生産調整に関する事務の統轄に関すること。
- (16) 農産物の流通及び価格安定対策に関すること。
- (17) 地方卸売市場及びその他卸売市場に関すること。
- (18) 農業者年金基金に係る委託業務及び徴収金の滞納処分に関すること。
- (19) 鳥獣による農業に係る被害の防止に関する事務の統轄に関すること。
- (20) 農林畜水産業に係る資金の融資に関すること。
- (21) 農畜水産業関係団体の指導及び助成に関すること。
- (22) 土地改良区に関すること。
- (23) 工事の設計、施行、監督及び検査に関すること。
- (24) 工事用材料等の現場検収に関すること。
- (25) 農業委員会に関すること。
- (26) 指定管理者条例第16条に規定する委員会(室が所管する公の施設に関するものに限る。)及び農業委員選定委員会に関すること。
- (27) 農業振興センター及び京北農林業振興センターに関すること。
- (28) 地域特産物需要拡大センター, 上弓削農業集落排水処理施設及び宇津峡公園に関すること。
- (29) きょうと京北ふるさと公社に関すること。

第11条農林振興室の款農業振興整備課の項を削る。

第12条障害保健福祉推進室の款第2号中「, 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を削り, 同款中第8号を削り, 第9号を第8号とし, 第10号から第13号までを1号ずつ繰り上げ, 同款第14号中「, 介護予防訪問介護」を削り, 同号を同款第13号とし, 同款第15号中「ただし」の右に「, 生活福祉部」を加え, 同号を同款第14号とし, 同款第16号を同款第15号とし, 同款第17号から第21号までを1号ずつ繰り上げ, 同款第22号中「身体障害者相談員及び知的障害者相談員」を「障害者相談員」に改め,

同号を同款第21号とし、同款第23号を同款第22号とし、同款第24号中「及びこころの健康増進センター」を「、こころの健康増進センター及び発達障害者支援センター」に改め、同号を同款第23号とし、同款中第25号を第24号とし、第26号を第25号とし、第27号を第26号とする。

第12条生活福祉部の款保険年金課の項第6号中「国民年金」の右に「及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律第25条第1項に規定する年金生活者支援給付金」を加え、同項第10号中「保護費及び」を「保護費、」に改め、「支援給付」の右に「並びに京都市老人医療費支給条例、京都市重度心身障害者医療費支給条例、京都市ひとり親家庭等医療費支給条例及び京都市子ども医療費支給条例による給付」を加え、「損害賠償請求」を「損害賠償の請求」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、子ども若者はぐくみ局の所管に属するものを除く。

第12条生活福祉部の款保険年金課の項第17号中「国民年金」の右に「、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第25条第1項に規定する年金生活者支援給付金」を加え、同条健康長寿のまち・京都推進室の款介護ケア推進課の項第20号中「ただし」の右に「、生活福祉部」を加える。

第13条はぐくみ創造推進室の款第5号中「及び母子及び父子並びに寡婦福祉法」を「、母子及び父子並びに寡婦福祉法及び子ども・子育て支援法」に改め、同条子ども若者未来部の款育成推進課の項第4号及び第5号中「子ども会その他の」を削り、同項第14号を削り、同項第15号中「及び百井青少年村」を「、百井青少年村及び宝が池公園運動施設（少年スポーツ広場及びこども体育館に限る。）」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、同款子ども家庭支援課の項第24号中「児童福祉センター」の右に「(保健福祉局の所管に属するものを除く。）」を加え、同項第27号を同項第28号とし、同項第26号の次に次の1号を加える。

(27) 子ども保健医療相談・事故防止センターに関すること。

第14条まち再生・創造推進室の款中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による所有者不明土地の利用の円滑化のための特別の措置及び土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置に関すること。ただし、行財政局及び建設局の所管に属するものを除く。

第14条建築指導部の款建築審査課の項第17号中「安全性」の右に「並びに昇降機、

機械換気設備及び機械排煙設備」を加え、同条住宅室の款住宅政策課の項第9号及び同款すまいまちづくり課の項第16号に次のただし書を加える。

ただし、改修、修繕及び模様替えに関するものを除く。

第15条建設企画部の款建設総務課の項第6号中「及び都市整備部」を削り、同条土木管理部の款道路河川管理課の項第10号を削り、同条みどり政策推進室の款第4号中「及び保健福祉局」を「保健福祉局及び子ども若者はぐくみ局」に改め、同条都市整備部の款市街地整備課の項第12号中「京都駅南口地区市街地再開発事業、」及び「及び太秦東部地区市街地再開発事業」を削り、同項中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)